

**団体定期保険  
こども交通災害特約条項**

**アクサ生命保険株式会社**

## 団体定期保険こども交通災害特約条項

### (この特約の趣旨)

この特約は、この特約の被保険者が交通事故によって死亡または身体に障害を受けた場合に、所定の給付を行なうとともに、交通事故による傷害の治療を目的として入院した場合にも、入院日数に応じて給付を行なうことを主な内容とするものです。

### (特約の締結および責任開始期)

第1条 保険契約者は、団体定期保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結または更新の際、主契約に団体定期保険交通災害特約（以下「交通災害特約」といいます。）および団体定期保険こども特約（以下「こども特約」といいます。）が付加されている場合に、この特約を主契約に付加することを要し、またその場合に限り、付加することができるものとします。

2. この特約を主契約に付加した場合には、こども特約の被保険者は、すべてこの特約の被保険者となります。

3. この特約についての当会社の責任開始期は、主契約に適用される普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の責任開始期に関する規定を準用します。

### (特約の保険期間および保険料の払込)

第2条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

2. 保険契約者は、この特約の保険料を主契約の保険料とともに払い込むことを要します。

3. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その保険料の払込期日から将来に向って解約されたものとみなします。

### (特約の失効)

第3条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

### (特約の復活)

第4条 当社は、この特約の復活の請求があった場合には、主契約、交通災害保障特約およびこども特約の復活を承諾したときに限り、主契約と同時に、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

2. 主契約の復活請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、同時にこの特約の復活の請求があったものとみなします。

(交通災害保険金の支払)

第5条 当社は、この特約の被保険者が、その被保険者についてのこの特約の責任開始期

(復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。)

以後に発生した別表1に定める交通事故(以下「交通事故」といいます。)による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に死亡した場合に、その被保険者について定められた額の交通災害保険金をこども特約の特約死亡保険金受取人に支払います。

2. 当社は、前項の規定によって交通災害保険金を支払う場合に、その被保険者について第7条(交通障害給付金の支払)に規定する交通障害給付金に関し、次のいずれかの事実があるときは、その被保険者について定められた交通災害保険金額にその該当する給付割合を乗じて得られる金額の合計額を交通災害保険金額から差し引きます。

(1) 交通災害保険金の支払の原因となった同一の交通事故による交通障害給付金をすでに支払っているとき

(2) 交通災害保険金の支払の原因となった同一の交通事故による交通障害給付金の支払請求を受け、まだ支払っていないとき

3. 第1項の規定によって交通災害保険金が支払われた場合には、その支払後に、その交通災害保険金の支払の原因となった同一の交通事故によるこの特約の同一の被保険者についての交通障害給付金の請求を受けても、当社は、これを支払いません。

(交通災害保険金の請求手続)

第6条 保険契約者または交通災害保険金の受取人は、前条に規定する交通災害保険金の支払事由が生じたことを知った場合には、すみやかに当会社に通知してください。

2. 交通災害保険金の受取人は、保険契約者を經由して、当会社に次の書類を提出して交通災害保険金を請求してください。

(1) 交通災害保険金支払請求書

(2) 警察官署その他これに代わるべき第三者による交通事故証明書

3. 当社は、前項以外の書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(交通障害給付金の支払)

第7条 当社は、この特約の被保険者が、その被保険者についてのこの特約の責任開始期

以後に発生した交通事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に別表2の給付割合表(以下「給付割合表」といいます。)に定めるいずれかの身体障害の状態に該当した場合に、次条に定める金額の交通障害給付金をその被保険者(交通災害保険金の受取人が保険契約者の場合には、保険契約者)に支払います。

2. この特約の同一の被保険者についての交通障害給付金の支払割合は、同一の交通事故または同一の保険期間において、通算して10割をもって限度とします。

(交通障害給付金額)

第8条 当社が前条第1項によって支払う交通障害給付金の額は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 身体障害の状態が給付割合表の1種目のみに該当する場合には、その被保険者について定められた交通災害保険金に給付割合表のその該当する種目に対応する給付割合を乗じて得られる金額
  - (2) 身体障害の状態が給付割合表の2種目以上に該当する場合には、その該当する種目ごと（ただし、別表3に定める身体の同一部位（以下「身体の同一部位」といいます。）に生じた2種目以上の障害については、そのうち最も上位の種目のみ）に前号の規定を適用して得られる金額の合計額
2. 前項各号の適用にあたっては、すでに給付割合表に該当する身体障害のあった身体の同一部位に生じた身体障害については、すでにあつた身体障害（本項において「前障害」といいます。）を含めた新たな身体障害の状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合から、その前障害の状態に対応する給付割合（2種目以上に該当する場合には、最も上位の種目に対応する給付割合）を差し引いて得られる割合を、その身体障害についての給付割合とします。

(交通障害給付金の請求手続)

第9条 保険契約者またはこの特約の被保険者は、第7条（交通障害給付金の支払）に規定する交通障害給付金の支払事由が生じたことを知った場合には、すみやかに、当社に通知してください。

2. 交通障害給付金の受取人は、保険契約者を經由して、当社に次の書類を提出して交通障害給付金を請求してください。
  - (1) 交通障害給付金支払請求書
  - (2) 警察官署その他これに代わるべき第三者による交通事故証明書
  - (3) 当社所定の様式による被保険者の事故状況報告書
  - (4) 当社所定の様式による医師の診断書
  - (5) 交通障害給付金の受取人の印鑑証明書
  - (6) 支払事由に該当したこの特約の被保険者の戸籍抄本
3. 第6条（交通災害保険金の請求手続）第3項の規定は、本条の場合に準用します。

(交通入院給付金の支払)

第10条 当社は、この特約の被保険者が、その被保険者についてこの特約の責任開始期

以後に発生した交通事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日以内に別表3に定める病院または診療所に別表3に定める入院（以下「入院」といいます。）をし、かつ、その傷害の治療を目的とする入院日数が5日以上となった場合に、その被保険者について定められた交通災害保険金額（入院中に交通災害保険金額の変更があった場合には、各日現在の交通災害保険金額とします。）の1,000分の1.5にその入院のこの特約の保険期間中のその傷害の治療を目的とする入院日数を乗じて得られる金額の交通入院給付金を、その被保険者（交通災害保険金の受取人が保険契約者の場合には、保険契約者）に支払います。

2. この特約の同一の被保険者が同一の交通事故によって2回以上入院した場合には、その事故の日から起算して180日以内に開始した各入院について、入院日数を合算して前項の規定を適用します。
3. この特約の被保険者が前2項に規定する入院をこの特約の保険期間中に開始し、この特約の保険期間の満了日を含んで引き続き入院している場合に、この特約が更新されないときまたはその被保険者がこの特約の更新時にこども特約から除外されたときは、この特約の保険期間経過後の入院日数（その入院の退院日までの入院日数をいいます。）に関しては、この特約の保険期間中の入院として、前2項に規定するところによって交通入院給付金を支払います。
4. この特約の同一の被保険者についての交通入院給付金の支払は、同一の交通事故について通算して120日（更新前の入院日数を含みます。）をもって限度とします。
5. この特約の同一の被保険者が2以上の交通事故によって入院し、支払うべき交通入院給付金が重複する場合でも、交通入院給付金は重複しては支払いません。
6. 前項の規定によって交通入院給付金の支払われない入院日数は、第4項に規定する同一の交通事故による交通入院給付金の支払限度の入院日数の計算に含めません。

#### （交通入院給付金の請求手続）

第11条 保険契約者またはこの特約の被保険者は、前条に規定する交通入院給付金の支払事由が生じたことを知った場合には、すみやかに、当会社に通知してください。

2. 交通入院給付金の受取人は、保険契約者を經由して、当会社に次の書類を提出して交通入院給付金を請求してください。

- (1) 交通入院給付金支払請求書
- (2) 警察官署その他これに代わるべき第三者による交通事故証明書
- (3) 当会社所定の様式による被保険者の事故状況報告書
- (4) 当会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書
- (5) 当会社所定の様式による医師の診断書
- (6) 交通入院給付金の受取人の印鑑証明書
- (7) 支払事由に該当したこの特約の被保険者の戸籍抄本

3. 第6条（交通災害保険金の請求手続）第3項の規定は、本条の場合に準用します。

（交通災害保険金、交通障害給付金または交通入院給付金の支払の時期および場所）

第12条 交通災害保険金、交通障害給付金または交通入院給付金の支払の時期および場所については、主約款の保険金の支払の時期および場所に関する規定を準用します。

（猶予期間中の保険事故）

第13条 保険料払込の猶予期間中に、この特約による交通災害保険金、交通障害給付金または交通入院給付金の支払事由が生じた場合には、当社は、払込期日が到来している保険料がその猶予期間中に払い込まれたときに限り、交通災害保険金、交通障害給付金または交通入院給付金を支払います。

（交通災害保険金、交通障害給付金または交通入院給付金を支払わない場合）

第14条 当社は、この特約の被保険者が次の各号のいずれかによって交通災害保険金、交通障害給付金または交通入院給付金の支払事由に該当した場合には、交通災害保険金、交通障害給付金または交通入院給付金を支払いません。

- （1） 保険契約者またはその被保険者の故意または重大な過失によるとき
- （2） 交通災害保険金に関しては、交通災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、その者が交通災害保険金の一部の受取人であるときは、当社は、その残額をその他の受取人に支払います。
- （3） その被保険者の犯罪行為によるとき
- （4） その被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
- （5） その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- （6） その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- （7） その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- （8） その被保険者の別表3に定める危険職務または危険競技（練習を含みます。）を原因とする事故によるとき
- （9） 地震、噴火または津波によるとき
- （10） 戦争その他の変乱によるとき

2. 前項第9号または第10号の規定によって死亡し、身体障害の状態になり、または入院したこの特約の被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めた場合には、当社は、その程度に応じ、交通災害保険金、交通障害給付金または交通入院給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

(特約の解約)

第15条 保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

(特約の消滅)

第16条 交通災害特約の全部または一部が消滅した場合には、この特約の全部または消滅した交通災害特約の被保険者が扶養するこの特約の被保険者に対する部分は、同時に消滅します。

2. こども特約の全部または一部が消滅した場合には、この特約の全部または被保険者に対する部分は、同時に消滅します。

(交通災害保険金額の増減)

第17条 保険契約者は、この特約の交通災害保険金額のみを保険期間の途中で変更することはできません。ただし、こども特約の特約死亡保険金額が保険期間の途中で変更された場合に限り、主約款の保険金額の変更に関する規定を準用して、この特約の災害保険金額を変更することができます。

2. 前項の場合に、同一の被保険者について、この特約の交通災害保険金額がこども特約の特約死亡保険金額をこえることとなるときには、この特約の交通災害保険金額も同時にこども特約の特約死亡保険金額以下に減額することを要します。
3. 交通災害特約の交通災害保険金額が減額された場合に、交通災害特約の被保険者およびその被保険者が扶養するこの特約の被保険者について、交通災害特約の交通災害保険金額をこの特約の交通災害保険金額がこえることとなるときには、第1項の規定にかかわらず、この特約の交通災害保険金額も同時に交通災害特約の交通災害保険金額以下に減額することを要します。

(特約の更新)

第18条 この特約は、主契約、交通災害特約およびこども特約の更新の際、保険契約者または当社が別段の通知をしない限り、主契約とともに更新されます。

(こども特約および主約款の規定の準用)

第19条 この特約に別段の定めがない場合には、こども特約の規定を準用します。ただし、こども特約に定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

<別表1>

対象となる交通事故

- |                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(1) 運行中の交通機関（これに積載されているものを含みます。）の衝突、接触、火災、爆発、逸走等によるその運行中の交通機関に乗っていない被保険者の急激かつ偶発的な外来の事故（以下「不慮の事故」といいます。）</p> <p>(2) 運行中の交通機関に乗っている間または客として改札口を有する交通機関の乗降場構内（改札口の内側をいいます。）にいる間における被保険者の不慮の事故</p> <p>(3) 建造物、工作物等の倒壊または建造物、工作物等からの落下物による道路通行中の被保険者の不慮の事故</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

備 考

1. 「交通機関」とは、本来、人または物を運搬するためのものであって、次のものをいいます。
  - (1) 自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー（空中ケーブルを含みます。）、スキーリフト、エレベーターおよびエスカレーター
  - (2) 乗用車、バス、貨物自動車、オートバイ、スクーター、自転車、荷車、牛車、馬車およびそり
  - (3) 航空機および船舶（ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。）
2. 交通機関に類似の機関による不慮の事故であっても、道路上で人または物の運搬の用に供されている間または道路上を走行中の事故は交通事故とみなします。
3. 表中の（1）または（2）に該当する不慮の事故であっても、工場、土木作業場、採石場、炭鉱および鉱山の構内で用いられる交通機関に職務上関係する被保険者のその交通機関による職務上の事故は、交通事故とはみなしません。
4. 「道路」とは、一般の交通の用に供するため公衆に開放されているすべての道（自動車専用路および通路を含みます。）で、トンネル、橋、渡船施設等道路と一体となってその効用を全うする施設または工作物を含みます。



<別表2>

給付割合表

等級	身体障害	給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	10割
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	7割
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	5割
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの	3割

	<p>22. 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を全く永久に失ったもの</p> <p>23. 1 下肢が永久に 5 センチ以上短縮したもの</p> <p>24. 1 手の第 1 指（母指）および第 2 指（示指）を失ったかまたは第 1 指（母指）および第 2 指（示指）のうち少なくとも 1 手指を含んで 3 手指以上を失ったもの</p> <p>25. 1 手の 5 手指の用を全く永久に失ったかまたは第 1 指（母指）および第 2 指（示指）を含んで 3 手指以上の用を全く永久に失ったもの</p> <p>26. 1 0 足指の用を全く永久に失ったもの</p> <p>27. 1 足の 5 足指を失ったもの</p>	
第 5 級	<p>28. 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの</p> <p>29. 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの</p> <p>30. 1 手の第 1 指（母指）もしくは第 2 指（示指）を失ったか、第 1 指（母指）もしくは第 2 指（示指）を含んで 2 手指を失ったかまたは第 1 指（母指）および第 2 指（示指）以外の 3 手指を失ったもの</p> <p>31. 1 手の第 1 指（母指）および第 2 指（示指）の用を全く永久に失ったもの</p> <p>32. 1 足の 5 足指の用を全く永久に失ったもの</p> <p>33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの</p> <p>34. 1 耳の聴力を全く永久に失ったもの</p> <p>35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの</p> <p>36. 脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの</p>	1. 5 割
第 6 級	<p>37. 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの</p> <p>38. 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの</p> <p>39. 1 下肢が永久に 3 センチ以上短縮したもの</p> <p>40. 1 手の第 1 指（母指）もしくは第 2 指（示指）の用を全く永久に失ったか、第 1 指（母指）もしくは第 2 指（示指）を含んで 2 手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第 1 指（母指）および第 2 指（示指）以外の 2 手指もしくは 3 手指の用を全く永久に失ったもの</p> <p>41. 1 手の第 1 指（母指）および第 2 指（示指）以外の 1 手指また</p>	1 割

は2手指を失ったもの	
42. 1足の第1指（母指）または他の4足指を失ったもの	
43. 1足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	

## 備 考

### 1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

### 2. 日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

### 3. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

### 4. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
  - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
  - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
  - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくて

は、音声言語による意思の疎通が困難となり、その回復の見込がない場合をいいます。

- (3) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込がない場合をいいます。

#### 5. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本産業規格に準拠したオーディオメータで行ないます。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a・b・c デシベルとしたとき、
$$1/4 (a + 2b + c)$$
の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記（2）の  $1/4 (a + 2b + c)$  の値が70デシベル以上（40cmを超えると話声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

#### 6. 鼻の障害

- (1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
- (2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

#### 7. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
- (3) 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込がない場合をいいます。

#### 8. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
- (3) 「脊柱（頸椎を除く）の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

#### 9. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合せることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

#### 10. 足指の障害

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあつては指節間関節）が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

<別表3>

1. 身体の同一部位

- (1) 1 上肢については、肩関節以下すべて同一部位とします。
- (2) 1 下肢については、また関節以下すべて同一部位とします。
- (3) 眼については、両眼を同一部位とします。
- (4) 耳については、両耳を同一部位とします。
- (5) 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
- (6) 別表2の第1級の4、5、6もしくは7、第2級の8、9もしくは10、第3級の16または第4級の26の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢、1上肢と1下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

2. 入院

「入院」とは、医師（会社が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含みません。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、次の3の定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

3. 病院または診療所

「病院又は診療所」とは、次の(1)、(2)のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
- (2) (1)の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

4. 危険職務および危険競技

(1) 危険職務

定期、不定期航空運送事業の用に供されていない航空機の搭乗員の搭乗  
オートレース、テストドライブ  
500トン未満の船舶乗組員の乗船  
荷役作業

(2) 危険競技

ヨット、自動車、オートバイ、自転車、飛行機、グライダーによる各競技

